情報公開審査会答申の概要

答申第685号（諮問第1141号）

件　　名	豊川保健所からあった報告書一式の不開示決定に関する件		
原処分の内容	不開示決定（平成23年7月8日） 本件行政文書は、「平成18年1月18日に豊川保健所からあった報告書一式」であり、原処分では、条例第7条第3号（事業活動情報）及び第6号（行政運営情報）に該当するものとして不開示とした。		
不服申立ての内容	開示を求める異議申立て（平成23年8月23日） 行政文書不開示決定を取り消し、当該行政文書の全部開示を求める。 本件で問題とされる化製場については、廃棄物を扱うこともあり、また廃棄物でないとしても、実態として廃棄物処理施設と同様の操業形態を伴うものである。 化製場の維持管理に係る注意事項と、廃棄物処理施設の維持管理に係る注意事項は極めて類似のものであって、廃棄物処理法に係る情報公開には応じても、化製場等に関する法律には応じないということは、合理性、整合性に欠けるものである。		
答申年月日	平成26年2月5日	諮問年月日	平成23年9月26日
答申内容	<u>原処分妥当</u> 1　実施機関によれば、本件行政文書には、特定の事業者の製造設備、製造工程その他の情報が記載されているとともに、特定の事業者が化製場の許可を取得する際の豊川保健所蒲郡支所から生活衛生課への報告及び生活衛生課から蒲郡支所への助言が記載されているとのことである。 2　当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、特定の事業者の製造設備等に関連した報告や助言において、特定の事業者の製造設備、製造工程等に関する機微な情報が記載されていることが認められた。 3　よって、本件行政文書を公にすることにより、特定の事業者の社会的評価に影響を与えるおそれがあり、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件行政文書は条例第7条第3号イに該当する。 4　また、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、化製場等に関する法律施行細則第4条ただし書により、知事が公衆衛生上支障がないか否かを判断するための情報が記載されていることが認められた。そして、この内容が明らかにされると、知事は各施設ごとの諸々の事情を考慮して公衆衛生上支障がないか否かを判断しているにもかかわらず、許可申請者が、一般的にこのような内容が講じられていれば支障がないものと誤解し、知事に対し同様の取扱いをするように求めるおそれがあるものと認められる。 5　よって、本件行政文書を公にすることにより、化製場等の設置許可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件行政文書は条例第7条第6号に該当する。		

情報公開審査会答申の概要

答申第686号（諮問第1142号）

件　　名	化製場等に関する法律第 8 条の規定に基づく施設の設置についての一部開示決定に関する件		
原処分の内容	一部開示決定（平成23年8月10日） 本件行政文書は、特定の事業者に係る化製場の設置許可に関する書類であり、原処分では、個人の氏名及び印影を条例第7条第2号（個人情報）に該当するとして、法人の印影、製造設備、製造工程、設備能力、装置配置図の一部、業務概要、平成18年3月8日付け文書、調査結果及び取扱説明書を条例第7条第3号（事業活動情報）に該当するとして不開示とした。		
不服申立ての内容	開示を求める異議申立て（平成23年9月5日） 行政文書不開示決定を取り消し、当該行政文書の全部開示を求める。 本件事業場は法律の位置づけとは別に、環境への影響という見地からすれば、廃棄物処理施設と同類の施設として分類される施設である。 廃棄物処理法関係の書類は全部公開であることに準じて、本件の事業場に関する情報も全部公開が原則ということになる。 製造設備、製造工程等について、ノウハウと実施機関は認定している様子であるが、誰が見ても客観的にノウハウに該当する情報であるのか疑問であり、審査会に、当該情報が、ノウハウに該当する情報であるのかを評価してもらう必要がある。		
答申年月日	平成26年2月5日	諮問年月日	平成23年9月26日
答申内容	<u>原処分妥当</u> 1　個人の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。 個人の氏名は、特定の事業者の事業場周辺地図に記載されているものであるが、当該周辺地図は特定の事業者から提出されたものであり、その作成者及び作成年度は明らかではないことから、不特定多数のものが閲覧可能な状態にあるものとは認められない。よって、個人の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。 また、個人の氏名及び印影における個人は公務員ではないため、個人の氏名及び印影は同号ただし書ハに該当しない。さらに個人の氏名及び印影が、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。 2　法人の印影は、事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。 本件において、法人の印影は、化製場の施設設置許可申請書に押印されており、当該事業者において、当該印影を事業活動にかかわりのない不特定多数の者に対し、広く一般に公開しているものとは認められない。 よって、法人の印影は、公にすることにより、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。 当審査会が本件行政文書を見分したところ、製造工程及び装置配置図の一部		

	（以下「製造工程等」という。）について不開示とされている部分には、部外者が通常立ち入ることのできない場所に係る情報が記載されていることが認められた。これらの場所は、部外者が視認することができないか視認することが困難な場所であって、その場所に係る情報は、事業者の経営上のノウハウや防犯上公にすることになじまない事業者の内部管理に属する情報であると認められる。 　また、当審査会が本件行政文書を見分したところ、製造設備、設備能力、業務概要、平成18年3月8日付け文書、調査結果及び取扱説明書（以下「製造設備等」という。）については、特定の事業者が事業活動を行う上でのノウハウや社会的評価に関する情報が記載されていることが認められた。 　よって、製造工程等及び製造設備等は、公にすることにより、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。 　以上のとおり、法人の印影、製造工程等及び製造設備等は、条例第7条第3号イに該当する。

情報公開審査会答申の概要

答申第687号（諮問第1144号）

件　　名	開示請求人との打ち合わせをすることなく閲覧場所使用の予約をする課室名がわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件		
原処分の内容	不開示決定（平成23年7月20日） 本件請求対象文書は、本庁の課室が閲覧により行政文書又は保有個人情報の開示を実施する場合に、開示請求者に電話等で連絡することなく情報開示室の予約をした課室名がわかる文書である。 原処分では、条例第11条第2項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するものとして、不開示とした。		
不服申立ての内容	開示を求める異議申立て（平成23年8月2日） 開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。開示請求人は、教育委員会職員とは打ち合わせをしていないことを情報公開窓口職員に伝えている。情報公開窓口職員は教育委員会に開示請求人の言動を伝えている。開示請求人が来たら、その旨を情報公開職員は教育委員会に伝えている。		
答申年月日	平成26年2月5日	諮問年月日	平成23年10月4日
答申内容	<u>原処分妥当</u> １　実施機関によると、情報開示室の予約については、「情報開示室スケジュール表」に日時、課室名等を記載することにより管理しているが、開示請求者と連絡が取れているかどうかについては記載していない、とのことである。 当審査会において、実施機関から提出された「情報開示室スケジュール表」を見分したところ、当該スケジュール表には、日時、担当課室名、担当者名、担当者の連絡先、開示請求者名等について記載されているものの、開示請求者と連絡が取れているかどうかについての記載はないことが認められた。 ２　また、当審査会において愛知県情報公開事務取扱要領等を見分したところ、公開窓口又は個人情報窓口の総合窓口である県民生活課で行う事務と開示請求を受けた本庁の課室で行う事務が分けて定められており、閲覧等による開示を実施する場合の開示請求者との日時の調整に関する事務は、本庁の課室が行うことと定められていることが認められた。このことからすれば、県民生活課が、本庁の課室から情報開示室の予約を受ける際に、開示請求者と連絡が取れているかどうかを把握し、記録しておく必要はないという実施機関の説明は不自然とまではいえず、他に本件請求対象文書の存在を推認させる事情も窺われない。 ３　以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。		

情報公開審査会答申の概要

答申第688号（諮問第1183号）

件　　名	開示日の実施日の調整に関する記録の不開示（不存在）決定に関する件		
原処分の内容	不開示決定（平成24年4月6日） 本件開示請求は教育委員会に対するもので、本件請求対象文書は、「開示日の実施日の調整に関する記録（教育企画室職員が実施したもの）（特定の職員が作成した報告書からの開示請求)」である。 原処分では、条例第11条第2項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するものとして不開示とした。		
不服申立ての内容	開示を求める異議申立て（平成24年4月20日） 開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。		
答申年月日	平成26年2月5日	諮問年月日	平成24年9月12日
答申内容	<u>原処分妥当</u> １　実施機関によれば、開示決定等の通知を行うに当たっては、愛知県教育委員会情報公開事務取扱要領及び愛知県教育委員会個人情報保護事務取扱要領の規定により、開示の日時について、あらかじめ開示請求者と電話等で連絡をとり、決定通知書を送付するものとされており、開示請求者と連絡がとれない場合などは、付箋やメモを添付して送付している、とのことである。 ２　本件請求対象文書は、開示の実施日時を調整する際の開示請求者とのやりとりを記録した文書であると解されるところ、開示の日時については、調整の結果が開示請求者に送付される決定通知書等に記載されるものであることからすれば、実施機関がその他に開示の日時の調整に関する開示請求者とのやりとりについて、記録を作成していないとしても不自然とはいえない。 ３　したがって、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえず、他にその存在を推認させる事情も認められない。		

情報公開審査会答申の概要

答申第689号（諮問第1187号）

件　　名	碧南工業高校の学校日誌の一部開示決定に関する件		
原処分の内容	一部開示決定（平成24年5月10日） 本件行政文書は、碧南工業高校における特定の日付に関する学校日誌である。 原処分では、休暇等を取得した職員の氏名を条例第7条第2号(個人情報)に、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容を条例第7条第2号及び第6号（行政運営情報）に該当するとして不開示とした。		
不服申立ての内容	開示を求める異議申立て（平成24年5月23日） 行事、伝達・連絡等については、これまで、他校について開示請求したときに、本件のように全面黒塗りはなかった。 仮に特定日の学校で、開示できないとされることが記載してあったとしても、全面的に不開示にされる理由がない。		
答申年月日	平成26年2月5日	諮問年月日	平成24年9月20日
答申内容	<u>原処分妥当</u> １　異議申立人によれば、本件異議申立ての対象となった部分は、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容とのことである。 ２　本件開示請求は、別件の開示請求に対し、不祥事に関する内容が記載された日付の学校日誌を、学校名を明らかにせずに特定した上で不開示決定としたことを受けて、当該不開示決定において特定された日付と同じ日付の学校日誌を、学校名を指定して行われたものである。実施機関によると、不祥事があった高校にあっては、不祥事後の対応として、臨時保護者会等を開催することがあり、別件の開示請求に対する不開示決定において特定された日付の学校日誌については、県内のいずれかの高校において、行事欄及び伝達･連絡等欄にその記載が認められたものであるとのことである。 ３　本件開示請求の内容は、別件の開示請求に対する不開示決定において学校名が不開示とされていたことを受けて、特定の学校名を指定して請求したものである。そして、開示請求は複数回行うことが可能であり、学校名を変えた同様の開示請求が繰り返された場合に、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容に関し、学校ごとに開示又は不開示の判断が異なれば、それぞれの開示請求で得られる情報を組み合わせることにより、不祥事があった特定の学校名が明らかとなり、その結果、不祥事に関与した特定の個人を識別することができることとなる。 よって、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は、条例第7条第2号本文に該当する。 行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。そして、不祥事に関する情報は、職務の遂行に係る情報ではないため、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は同号ただし書ハに該当せず、当該情報が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。		

	４　したがって、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は、条例第７条第２号に該当することから、実施機関の主張する同条第６号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。